老人保健施設マイライフ尾根道　施設サービス運営規程

（運営規程設置の趣旨）

第１条　医療法人社団久和会が開設する老人保健施設マイライフ尾根道（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第２条　当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第３条　当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

２　当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

３　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

５　当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が心安らかで、自発的に過ごすことができるようサービス提供に努める。

６　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

７　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

８　当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第４条　当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

（１）　施設名　　老人保健施設マイライフ尾根道

（２）　開設年月日　平成１１年１月１日

（３）　所在地　　東京都町田市常盤町３５４７番地２

（４）　電話番号　　０４２―７９８―１７８８　FAX 番号０４２―７９８―７３１２

（５）　管理者名　　彦根　亮

（６）　介護保険指定番号　　介護老人保健施設（１３５７０８０６０９号）

（従業者の職種、員数）

第５条　当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

（１）　管理者　　１人

（２）　医師　　１.１２人以上（管理者医師の場合兼務可）

（３）　薬剤師　　０．３人以上（委託契約）

（４）　看護職員　　８人以上

（５）　介護職員　　２６人以上

（６）　支援相談員　　１人以上

（７）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

・理学療法士

・作業療法士　　計２人以上

・言語聴覚士

（８）　栄養士又は管理栄養士

・管理栄養士　　１人以上

・栄養士

（９）　介護支援専門員　　１人以上

(10)　事務員　その他　　２人以上

（従業者の職務内容）

第６条　前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

（２）　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

（３）　薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。

（４）　看護職員は、医師の指示に基づき与薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

（５）　介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

（６）　支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエー

ション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

（７）　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

（８）　管理栄養士及び栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行うと共に食事相談も行う。

（９）　介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(10)　事務員　その他は、施設を円滑に運営していくため他職種を補佐していく。

（入所定員）

第７条　当施設の入所定員は、１００人とする。

（介護老人保健施設のサービス内容）

第８条　当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

２　介護保健施設（Ｉ）の人員体制とする。

３　リハビリテーション職員加配の人員体制とする。

（利用者負担の額）

第９条　利用者負担の額を以下のとおりとする。

（１）　保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（２）　利用料として、食費、居住費（滞在費）、利用者が選定する特別な食事・嗜好品の費用、日用生活品費、余暇活動・行事費、理美容代、室料、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

（身体の拘束等）

第１０条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し身体拘束に関する同意書を利用者又はご家族から頂く。

２　当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実

施する。

（虐待の防止等）

第１１条　当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）　虐待防止のための指針を整備する。

（褥瘡対策等）

第１２条　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第１３条　当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

・面会は、８時３０分から２０時までとし、１階受付で面会票に記入し、所定の場所において行うこと。
・消灯時間は、２１時とする。
・外出、外泊を希望される方は、事前に施設職員にお申し出になり、所定の手続きに従い外出・外泊を行ってください。但し、短時間の外出（食事並びにおやつにかからない）に関しては、施設内事務所前の所定用紙にご記入の上外出して下さい。
　※外出・外泊時間は厳守でお願いします。
・飲酒は医師の許可を受け、所定の場所・時間内において行うこと。
・館内での喫煙は禁止する。
・火気の取扱いは厳禁とする。
・設備・備品の利用は、許可を受け、ていねいに扱うこと。
・所持品・備品等の持ち込みは、紛失・盗難・破損について一切責任を負いかねます。
・金銭・貴重品の管理は、当施設では行わない。持ち込みは原則として禁止する。
・外泊時等の施設外での受診は、かならず事前に相談すること。
・ペットの持ち込みは、禁止する。
・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
・他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第１４条　消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害､地震等の災害に対処する計画に基づき､また､消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）防火管理者には、総務部長を充てる。

（２）火元責任者には、事業所職員を充てる。

（３）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
（４）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
（５）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
（６）防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年２回以上
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）
② 利用者を含めた総合避難訓練……年１回以上
③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
（７）当施設は、（６）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第１５条　当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第１６条　当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

３　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

４　前３項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（職員の服務規律）

第１７条　当施設職員は、関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1)　利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2)　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
(3)　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）
第１８条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
２　当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（職員の勤務条件）
第１９条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団久和会の就業規則による。

（職員の健康管理）
第２０条 当施設職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。
ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間２回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）
第２１条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
２　感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
（１）　当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（３）当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
（４）「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
３　栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。
４　定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）
第２２条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後にお

いても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第２３条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

２　運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

３　当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

４　介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団久和会の役員会において定めるものとする。

付　則

１、この運営規定は、平成１８年４月１日より改訂施行する。
２、この運営規定は、平成１９年１０月１日より改訂施行する。
３、この運営規定は、平成１９年１２月１日より改訂施行する。
４、この運営規定は、平成２１年１月１日より改訂施行する。
５、この運営規定は、平成２１年４月１日より改訂施行する。
６、この運営規定は、平成２１年7月１日より改訂施行する。
７、この運営規定は、平成２２年４月１日より改訂施行する。
８、この運営規定は、平成２２年１０月１日より改訂施行する。
９、この運営規定は、平成２４年４月１日より改訂施行する。
１０、この運営規定は、平成２７年４月１日より改訂施行する。
１１、この運営規定は、令和元年１０月１日より改訂施行する。
１２、この運営規定は、令和６年１０月１日より改訂施行する。